

土地改良事業参加資格交替申出の承認について

下記の土地に係る土地改良事業の参加資格の交替については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 3条第 1項第 2号の規定により承認しましたので、土地改良法施行令（昭和24年政令第 295号）第 1条の 3第 3項の規定により公告します。

令和 7年 4月30日

名古屋市農業委員会会長 布 目 已佐子

1 土地改良事業の実施主体

申出に係る土地において施行されている土地改良事業

2 参加資格を交替しようとする者（土地所有者）

名古屋市港区西蟹田1503番地

服部 初美

3 現資格者（使用収益権者）

名古屋市港区川園三丁目85番地

坂野 克也

4 申出に係る土地

名古屋市港区西茶屋三丁目 262番、畑、1,683.00平方メートル

名古屋市農業委員会事務局農政課